

広島県告示第三百十号

広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約を廃止する規約を次のように定めた。

平成二十三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約を廃止する規約

広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約（平成十六年十一月一日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、平成二十三年四月一日から施行する。